

基本目標3 未来につなぐ人材を育むまち

15 幼児教育・小中学校教育

16 生涯学習・青少年

17 図書館

18 文化財

19 文化芸術

20 多文化共生・平和

21 男女共同参画

都市宣言

- 青少年健全育成都市宣言（昭和 57 年 9 月 24 日決議）
- 三島市平和都市（核非武装）宣言（昭和 34 年 12 月 21 日決議）

1 目的

豊かな感性と確かな学力をもつ、心身ともに健康な子どもを育成すること。

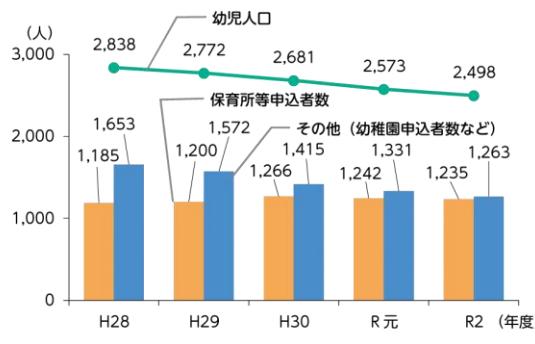
2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
幼稚園教育への保護者の満足度	98%	98%以上 (毎年度)	幼稚園アンケート調査で「先生たちは子ども一人ひとりにきめ細やかな指導をしている」と答えた市立幼稚園保護者の割合
「学校が楽しい」と答えた小・中学生の割合	小学校 87% 中学校 88%	小学校 93% 中学校 90%	学校アンケート調査で「学校が楽しい」と答えた児童・生徒数の割合
「授業の内容がよくわかる」と答えた小・中学生の割合	—	小学校 85% 中学校 80%	学校アンケート調査で「授業の内容がよくわかる」と答えた児童・生徒数の割合
小中学校施設の長寿命化改修の着手校数	0校	18校	「学校施設長寿命化計画」に沿い、改修を行う小中学校数

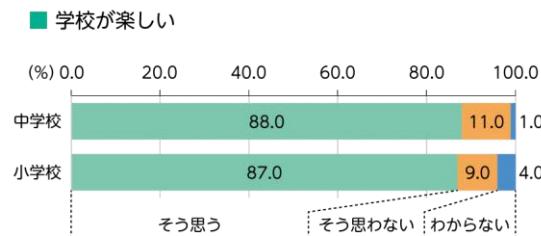
3 現状と課題

- 核家族化などの影響により、子どもの成長に対し不安を感じている保護者が増えていることから、幼稚園と保護者の関係性を深めることなどにより、育児不安の解消に取り組む必要があります。
- 共働き世帯の増加などにより保育需要が高まるにつれ、幼稚園申込者は減少しているものの、預かり保育などの体制整備の充実が求められています。
- 特別な支援を必要とする園児が年々増えており、一人ひとりの発達に合った幼児教育の提供が必要とされています。
- 新学習指導要領に対応した英語科や道徳科、プログラミング教育の導入、「主体的・対話的で深い学び」を通して、次代を担う子どもたちが未来の作り手となるために必要な資質・能力を育むことができるよう、教育内容の質的充実に取り組む必要があります。
- GIGA スクール構想による、一人一台端末導入後は、授業での効果的な活用や、自宅学習・オンライン学習を実現するための体制や運用の確立が求められます。
- 特別支援学級の対象児童・生徒が増加しており、個々のニーズに対応するための体制整備が求められています。
- 老朽化が進む施設・設備の更新・修繕には多額の費用がかかるため、学習環境に与える影響に応じた優先順位づけと計画的な改修・改築によるコストの低減、長寿命化や予算の平準化が必要となっています。
- 平成30年度（2018年度）より教職員の働き方改革を進めていますが、引き続き、三島市立学校働き方改革プランを推進するなかで、プランの継続的な改善や教職員一人ひとりのさらなる意識改革が必要となっています。
- 子どもたちを取り巻く環境が複雑化・多様化するなか、学校や家庭だけでは解決することの難しいさまざまな課題が生まれており、学校・家庭・地域の一層の連携が求められています。

市内の幼児人口(3~5歳)と保育所等申込者数



学校評価(R元)の結果



用語集参照

オンライン学習/GIGA スクール構想/プログラミング教育

4 施策の方向

(1) 幼児教育の向上

① 幼児教育環境の充実

- 幼児教育において育みたい資質・能力や「幼少期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて幼児教育を充実させ、また、小学校との連携強化により小学校教育への円滑な接続を図るとともに、需要などに基づいた適正な施設配置と事業実施の検討を進めます。

② 家庭・地域との連携強化

- ICTを活用した連絡手段の拡大、地域の人々など幅広い年齢層との多様な交流の推進、保護者への相談支援の充実など、幼稚園と家庭、地域社会との連携を強化し、一体となって幼児教育に取り組みます。

③ 特別支援教育の充実

- 幼児の障がいなどの状態に応じた指導内容や指導方法の工夫について、組織的かつ計画的に行うとともに、家庭、地域、医療や福祉、保健などの業務を行う関係機関との連携を図ることで、長期的な視点による教育的支援を図ります。

(2) 小中学校における教育力の向上

① 心の教育の推進

- 小学校と中学校が連携を図り、子どもの豊かな感性の育成や地域愛の醸成を目指し、教育活動全般における道徳教育のほか、体験学習などの地域の文化や自然にふれて学ぶ機会などの充実を図ります。

② キャリア教育の推進

- 児童生徒が、ライフキャリアの視点を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要とした教育活動全体におけるキャリア教育の充実と学校と地域社会や地元企業などとの一層の連携を図ります。

③ 新学習指導要領に沿った確かな学力の育成とGIGAスクール構想への対応

- 一人一台端末を活用した情報活用能力やプログラミング的思考、外国語教育や各教科における主体的で対話的な学びの充実によりグローバルなコミュニケーション能力を効果的に育むなど、新学習指導要領に沿った児童・生徒の確かな学力の育成を図ります。

④ 児童・生徒への指導、支援の充実

- 不登校や非行、いじめなどの支援が必要な子どもたちへの個別最適化された支援体制を整備するため、ICT機器を活用し、関係機関との連携強化を図ります。

⑤ 特別な支援が必要な児童・生徒の教育環境の整備

- 特別な支援を必要とする児童・生徒が落ち着いた学校生活を送ることができるよう、職員の専門的知識の習得や学校支援員の適正な配置を図り、教育環境の充実に努めます。

⑥ 信頼される学校づくり

- 保護者や児童生徒からの学校評価のアンケート結果を鑑み、学校運営の改善に積極的に取り組むとともに、コミュニティ・スクールの効果的な運営により、地域とのさらなる連携を図ることで、社会に開かれた教育課程を推進し、信頼される学校づくりに努めています。

⑦ 安全・安心な学校給食の推進

- 日本型食生活に即した地産地消の学校給食を提供し、子どもの健康づくりに努めます。

(3) 教育環境の整備

① 教育施設・設備の整備

- 学校施設長寿命化計画に沿って施設・設備の修繕・改修を実施し、安全・安心で充実した学校環境の整備を図ります。
- GIGAスクール構想に基づく、ICT環境の整備を図ります。

② 安全・安心な環境整備

- 通学路などの定期的な点検や関係機関と連携した危険箇所の解消に努めるとともに、学校と地域が一体となった防犯活動体制を支援し、安全・安心な環境整備を進めます。

5 関連する計画

- ◆ 学校教育振興基本計画
- ◆ 三島市立学校働き方改革プラン
- ◆ 学校施設長寿命化計画
- ◆ 子ども・子育て支援事業計画
- ◆ 通学路安全対策推進計画

用語集参照

ICT／キャリア教育／GIGA スクール構想／コミュニティ・スクール／地産地消／特別支援教育

生涯学習・青少年

1 目的

誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも自由に学び、その成果を生かすことができる環境と、青少年が健やかに育つ環境を整えること。

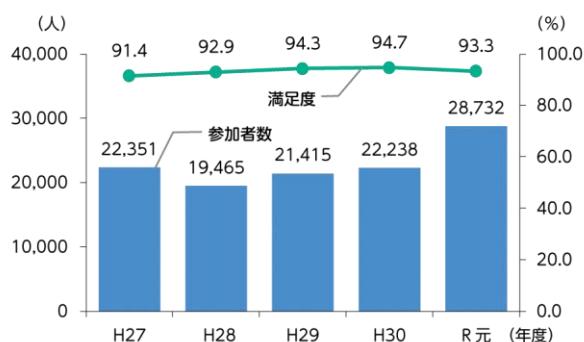
2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
生涯学習講座・公民館で開催される自主講座参加者の満足度	93.3%	94.0%以上 (毎年度)	生涯学習センターと各公民館で開催される自主事業による講座の参加者アンケートで「満足」と回答した人の割合
青少年を対象とした学習・体験活動参加者の満足度	74.0%	80.0%	青少年の育成を目的とした小学生・中学生・高校生対象事業の参加者アンケートで「満足」と回答した人の割合

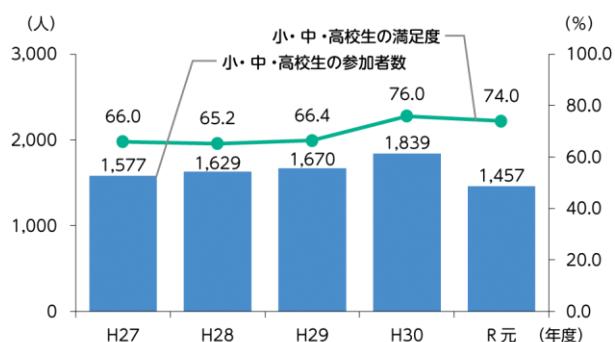
3 現状と課題

- 社会環境の変化や価値観の多様化などにより変化している市民の学習ニーズを的確に捉え、これに対応する学習環境の整備が求められています。
- 心豊かな人生を送るため、生涯学習の推進や、学びを通じた仲間づくり、さらには学習成果の地域社会への還元などが求められています。
- 職業人としての知識や教養を高めるためのリカレント教育の推進について、人生100年時代を見据え、ますますそのニーズが高まっています。
- 社会教育関係団体の減少や構成員の高齢化が進んでおり、地域の学びと活動を活性化する人材の育成と支援が必要となっています。
- 老朽化が進む社会教育施設の計画的な修繕や、時代の変化に応じた適切な管理が求められています。
- 体験活動や異年齢・異世代交流の場など、学校ではできない学びの場を地域で提供し、青少年の成長を促すことが求められています。
- スマートフォンの利用拡大など、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応し、青少年を有害情報や犯罪から守るとともに、悩みや問題を抱える青少年への迅速な支援が求められています。
- 社会構造の変化に伴い、学校が抱える問題が多様化・複雑化しているため、学校・家庭・地域の連携強化など青少年の健全育成を推進する体制の充実が求められています。

講座等の参加者数と満足度
(生涯学習センター、各公民館自主事業)



青少年育成事業の参加者数と満足度
(小・中学生、高校生対象事業)



用語集参照

人生100年時代／リカレント教育

4 施策の方向

(1) 多様な学習機会の提供

① 各種講座・イベントの充実

- 生涯学習各講座や公民館地域活動などのイベントの開催をはじめ、大学や地元企業などの関係機関と連携した学習機会の提供などにより、生涯学習とリカレント教育の充実を図ります。

② 地域人材の活用

- 地域に潜在する人材を見いだし育成・支援することで、市民に自身の学習成果やキャリアを活用する機会などを提供し、高齢者をはじめとした地域住民の協働・連携による学習環境の広がりを推進します。

(2) 学習環境の整備・充実

① 生涯学習センターの整備・充実

- 個の主体的な学びを支援するため、生涯学習センターの計画的な施設改修・修繕に努めます。

② 公民館の整備・充実

- 地域の学習拠点である公民館の機能の充実を図るため、計画的な施設改修・修繕に努めます。

③ 箱根の里の有効活用

- 自然体験と集団生活の場として主催事業の充実や、計画的な修繕に努めるとともに、施設を有効活用していくため、民間活力による整備・管理の手法を検討します。

(3) 社会教育活動の活性化

① 団体の育成・支援

- 公民館活用団体や社会教育関係団体などの地域住民による地域活動や、地域学習を支援するとともに、相互のつながりを深める交流事業の活性化を図ります。

(4) 青少年の健全育成

① 青少年活動への支援と育成

- 子ども会連合会やボーイスカウト・ガールスカウトなどの青少年団体の活動支援、青少年活動のリーダーとなる人材を育成する各種研修など、青少年の健やかな成長と豊かな学びを支える取組を進めます。

② 青少年を育む地域づくり

- 学校、家庭、地域で青少年の健全な育成を推進するために、連携・協働体制を整備するとともに、青少年相談室による相談体制の充実、ICTの活用など、時代に対応した青少年の育成環境の整備に努めます。

5 関連する計画

◆生涯学習推進プラン



▲スマイル子育て講座



▲中学生の主張大会

図書館

1 目的

市民の教養を高めるため読書の普及とともに、知識と情報の拠点として、多様な資料・情報を収集・保存・提供を行うこと。

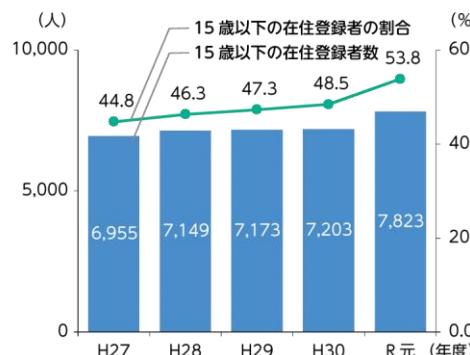
2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
15歳以下の図書館貸出カード登録率	53.8%	60.0%	15歳以下の市民のうち、図書館貸出カードをもっている人の割合
16歳以上図書館貸出カード登録者の図書館利用率	15.1%	15.6%	16歳以上の市民のうち、図書館貸出カードをもっていて、1年間の間に図書館を利用した人の割合
レファレンスサービス件数	72,473 件	111,800 件	レファレンス回答数と当館インターネット上のレファレンス関連ページのアクセス数

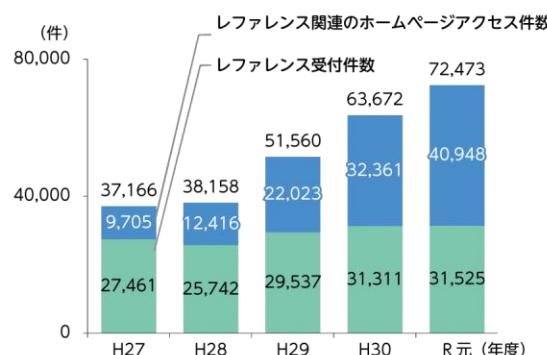
3 現状と課題

- 人口減少や近隣の図書館の建設などにより、図書館利用者は減少しています。
- 活字離れが進むなか、子どもが本に親しみ、読む力や情報リテラシーを身に付ける取組が求められています。
- 市民が自立し適正な判断により地域課題などを解決していく上で、図書館が地域社会の現状や課題に関する資料、書籍などを収集・保存し、市民に提供していくことが求められています。
- 社会環境により変化する多様な市民のニーズを的確に捉え対応する、情報収集、各種企画、レファレンスサービスの充実が必要となっており、また、居場所としての図書館の活用が求められています。
- 高齢化が進むなか、自宅が図書館から遠いなど、図書館を利用しにくい市民でも本に親しめるような取組が求められています。
- 資料の収容能力が限界に近づいており、スペースの確保が必要となっています。
- 電子資料の導入が望まれていますが、現状では電子化されている書籍の種類が少なく、状況を見ながら導入の検討を進める必要があります。
- 時代の変化とともに、視聴覚コーナー利用者が減少しているなど、ニーズにあった施設のあり方の検討が必要になっています。
- 地域の魅力を伝え、「みしま」の価値を高めるために、地域資料の収集・保存やデジタル化とその活用が求められています。

15歳以下の図書館貸出カード登録率



レファレンスサービス件数



用語集参照

情報リテラシー／レファレンスサービス

4 施策の方向

(1)図書館機能の充実と利便性の向上

①図書館資料収集・提供の推進

- 保存資料のさらなる充実を目指し、本市の文化や歴史、行政に関する地域資料を重点とした、市民の多様なニーズに応える資料の収集・保存・提供に努めます。

②レファレンスサービスの充実

- 多様化・高度化する市民の学習ニーズや地域課題に対応するため、資料の紹介・調査方法などの相談に応じるレファレンスサービスの充実を図ります。

③他施設などと連携した活動の推進

- 資料の有効利用と利用者サービスの向上に向けて、県立図書館やほかの市町の図書館などとの相互利用・分担収集の推進、郷土資料館など関係各機関との連携を強化します。

④誰もが利用しやすい図書館の推進

- 移動図書館活動の拡充による図書館機能のさらなる拡大や、点訳音訳資料の作成提供などの障がい者サービス、多言語資料の収集提供などの多文化サービスなどを推進します。
- 各種機器の更新やIC技術を利用した資料管理により、利用者の利便性の向上を図ります。

⑤デジタルファーストによる電子資料の拡充

- 従来の図書資料と電子資料を併せたサービスを行うハイブリッド図書館を推進し、地域の歴史・文化資料のデジタル化や、ICT技術を活用し情報ナビゲーションの工夫に努めます。

(2)読書普及・図書館活用の促進

①ライフステージに合った情報提供

- 地域・行政の課題や暮らしに役立つ情報の提供、YAサービスの拡充などにより、生涯にわたる学びの機会の提供を図るとともに、利用者講座をはじめとするリテラシー教育の推進などにより、市民の情報活用能力の向上を支援します。

②子どもの読書機会の充実

- 本に親しみ、読む力・情報リテラシーの習得を推進するため、学校など各種教育機関や子育て関連施設と連携した取組を推進するとともに、家庭や地域文庫など、子どもと直接関係をもつ大人への啓蒙に努めます。

③図書館ボランティアの養成

- 図書館についての理解を深め、図書館活動を支援してもらうボランティアを養成します。

④時代にあった図書館の活用の推進

- 資料の保存や情報提供にとどまらず、時代にあった図書館のあり方を検討し、個人が社会とつながり、安心できるサードプレイスとしての居場所となるような図書館機能の充実などに努めます。

5 関連する計画

◆子ども読書活動推進計画

◆生涯学習推進プラン



▲移動図書館車ジンタ号



▲セカンドブック

用語集参照

ICT／サードプレイス／情報ナビゲーション／情報リテラシー／デジタルファースト／ハイブリッド図書館／YAサービス／ライフステージ／リテラシー／レファレンスサービス

18 文化財

1 目的

市民が郷土の伝統や歴史に対する理解を深め、郷土への愛着心を高めるとともに、無形民俗文化財や文化財を後世に継承すること。

2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
指定文化財の件数	85 件	87 件	国・県・市指定文化財の件数（累計）
未指定を含む文化財（資料群）の所在調査実施件数	0 件	10 件	個人や団体所有の古文書などの資料群のうち、資料概要と保存状況を確認した件数（累計）
郷土資料館所蔵資料データの公開件数	28 件	5,000 件	郷土資料館の所蔵資料データのインターネット上の公開件数（累計）

3 現状と課題

- 市民の郷土への愛着を高め地域文化への誇りを醸成するために、文化財や無形民俗文化財などの郷土資源を次の世代に継承するとともに、その保護・保存・活用が必要になっています。
- 文化財の調査や開発に伴う埋蔵文化財の試掘確認調査を適切に進めていますが、開発の決定により遺すことのできない文化財については記録して保存することが求められています。
- 自然災害などによって、指定文化財、登録文化財、史跡公園などの破損が発生しており、迅速な復旧を進めています。
- 少子高齢化による担い手の減少と継承者の不足により、地域の伝統行事などは伝承することが困難になってきており、対策が求められています。
- 市内での文化財の散逸が起きており、所在の把握と適切な保存が必要になっています。
- 郷土資料館の展示や各種講座、ホームページなどで郷土に関する学習や文化財の情報にふれる機会をつくりつつありますが、さらなる充実が求められています。

市内の指定文化財(指定別)

		(件)
国指定		25
県指定		12
市指定		48
合 計		85

令和2年3月現在

郷土資料館所蔵資料

		(件)
民俗（民具等）		6,882
歴史（古文書・古書等）		36,945
美術（絵画・人形等）		857
自然（標本類等）		37
合 計		44,721

令和2年3月現在

4 施策の方向

(1)郷土資源の保護・継承

①郷土資源の保護・保存の推進

- 郷土に伝わる無形民俗文化財の保護・保存に向け、地域の祭りなどの担い手との連携を強化し、伝統行事の取材・記録を行うほか、市民による保存活動を支援します。

②郷土資源の継承支援

- 三島囃子や農兵節・伝統行事などの無形民俗文化財を次の世代に引き継ぐため、後継者の育成を支援するとともに、文化財の調査や保護、情報発信を行う団体を支援します。

(2)文化財の保護・保存

①調査・発掘の推進

- 未指定の文化財の調査や市内遺跡発掘調査などを進め、土木工事などを周知の埋蔵文化財包蔵地内で行う場合、確実に届出がなされるように指導します。

②文化財の保存の推進

- 所有者との連携を深め、優れた建造物や美術品、芸能などを文化財に指定し耐震補強や修復作業を支援します。
- 試掘確認調査の結果を報告書などで公開するとともに、遺跡の適切な保護処置を講じます。

③幅広い文化財の把握・調査

- 未指定を含む文化財、特に市内に潜在するものの所在情報を広範に収集し、調査を実施した上でその保存に努めます。

(3)文化財の環境整備と活用

①文化財の環境整備

- 国の史跡指定を目指して向山古墳群の発掘調査を推進するほか、史跡山中城跡の保存活用計画を策定し、計画を推進するなど、文化財の計画的な保存活用に努めます。

②文化財を活用した教育普及・地域活性の推進

- 他機関、団体、ボランティアなどとの連携による、文化財を活用した各種講座や団体見学などの教育普及に努めるとともに、日本遺産「箱根八里」の活用による誘客など、文化財を活用した地域活性化を図ります。

③郷土資料館の整備・充実

- 郷土資料館の適切な維持管理に努めるとともに、収集、調査、保存する地域の文化財の展示、図録や史料集などの刊行、所蔵資料データベースの整備による情報発信など機能の充実を図ります。

5 関連する計画

◆文化振興基本計画

◆歴史的風致維持向上計画

◆生涯学習推進プラン



▲山中城跡



▲イベント「いざ山中城！
みんなで障子掘りに入ろう！」

用語集参照

試掘確認調査／日本遺産「箱根八里」／埋蔵文化財包蔵地／無形民俗文化財

1 目的

文化芸術を通じて、市民が将来にわたり郷土に誇りと愛着をもち、豊かな市民生活と活力に満ちた地域社会を実現すること。

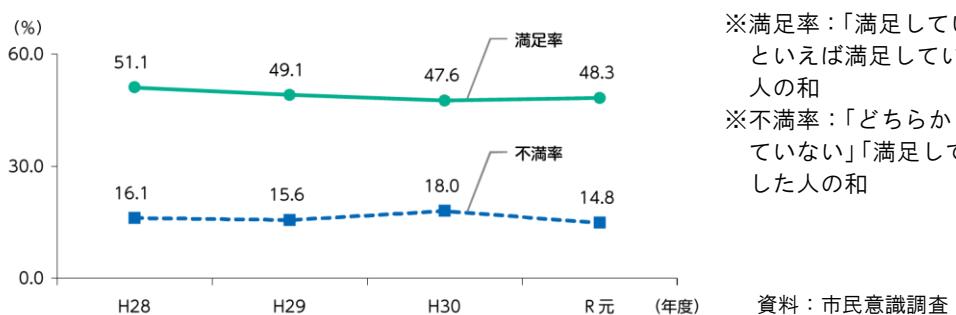
2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
文化的環境の満足率	48.3%	53.0%	市民意識調査で「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合
クリエイティブワークショップの中学生以下の参加者数	3,437人/年	17,500人	市が主催、共催するクリエイティブワークショップに参加した中学生以下の人数（R3～7年度までの累計）

3 現状と課題

- 「文化芸術基本法」や「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」に対応した文化振興施策の推進が求められています。
- 文化振興基本計画に基づき、文化振興施策を総合的に推進するため、さまざまな文化の担い手や観光、産業振興、福祉などの関連分野と連携・協働することが求められています。
- グローバル化や価値観の変化などで、文化芸術のニーズが多様化しています。
- 既存の文化芸術団体の高齢化が進み活動の休止や担い手不足が発生しています。
- 令和2年度（2020年度）の文化芸術に関する市民意識調査結果では、文化芸術が「子どもの発達、成長に必要なもの」と考えている人の割合が49%であることから、次代の担い手となる子どもたちへの文化芸術体験の充実が求められています。
- 障がいのある人、高齢者、子どもなど、自分でホール、美術館などに行くことが困難で、文化芸術にふれる機会が少ない方々に対し、学校・施設などでの鑑賞機会の提供や気軽に行ける公演などの情報提供が求められています。
- 大規模改修工事を行った市民文化会館ですが、今後も老朽化は進むことから、計画的な改修が必要となっています。
- 本市にある文化的資源について、多くの市民が知り、本市に誇りと愛着をもつことができるようになることが必要です。
- 地域行事(地域の祭りなどを含む)の参画やデザイン思考の活用など、地域の課題を解決するきっかけとなる文化の価値(文化のもつ力)を生かす取組が求められています。

文化的環境の満足率



※満足率：「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の和
※不満率：「どちらかといえば満足していない」「満足していない」と回答した人の和

資料：市民意識調査

用語集参照

グローバル化／劇場、音楽堂等の活性化に関する法律／デザイン思考／文化芸術基本法

4 施策の方向

(1)市民が文化芸術にふれる、参画する機会の拡充

①文化芸術活動の振興

- 市民の文化芸術への関心を高めるため、民間の文化施設への支援を行うとともに、市民団体などとの事業の共催を通じて文化芸術活動を推進するほか、本市にゆかりのある文学者などを顕彰し、市民の文筆活動を支援します。

②文化芸術を活用した次代を担う子どもの育成

- 次代を拓く創造性豊かな人材を育成し、多様な文化が息づく品格あるまちを実現するため、子どもが文化芸術に親しむきっかけをつくる「デビュープログラム」や、子どもを対象とした鑑賞・創作・体験活動の充実に努めます。

③文化芸術活動が身近に感じられる機会の充実

- 市民が日ごろから文化芸術に親しみ活動できる機会を増やすために、文化情報の提供を推進するとともに、民間や他分野との連携などにより、誰でも気軽に文化芸術にふれ、楽しむ機会の提供に努めます。

(2)文化芸術を創造・発信する活動への支援

①文化芸術団体への支援

- 文化芸術分野で活動する団体が主体的に活発な活動を展開できるよう、文化芸術団体との事業共催や後援をはじめ、県や民間団体などの助成情報の提供などの各種支援を推進します。

②発表の機会と活動の場の充実

- 文化芸術団体などとの協働により、団体の活性化や新たな団体の加入を促し、市民や団体などの活動の場や発表の機会を充実します。

③地域の魅力・活力向上へ寄与する文化の活用

- 文化が新たな価値を生み出すことを狙いとした文化資源の発掘と、文化活動による地域の魅力の向上を図るとともに、文化振興と観光、福祉などさまざまな課題に対応する他分野との協働の取組を支援します。

(3)文化芸術活動の環境整備

①文化活動の創造・交流拠点としての市民文化会館の活用

- 文化芸術活動の拠点となる市民文化会館について、国内外の優れた文化芸術活動を鑑賞できる機会を提供するとともに、屋外広場や市民ロビーの活用など、市民が気軽に利用できる仕組みづくりを進めます。

②市民文化会館の維持管理

- 安全で快適な施設利用ができるよう、引き続き老朽化した施設・設備の計画的な改修に努めます。

5 関連する計画

◆文化振興基本計画

◆生涯学習推進プラン

◆歴史的風致維持向上計画



▲デビュープログラム



▲市民文化会館

用語集参照

デビュープログラム

多文化共生・平和

1 目的

国籍にかかわらず、誰もが認め合い安心して快適に暮らし、共生・活躍できる地域社会を実現するとともに、日本人市民と外国人市民の相互理解と、平和意識を醸成すること。

2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
外国人市民延べ相談対応件数	817 件	900 件	外国人市民より窓口や電話などで受けた相談の件数（年間）
国際交流事業への参加者数	2,280 人	2,400 人	各種国際交流事業に参加した人数（年間）

3 現状と課題

- グローバル化の進展や「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正により、留学生などの在留外国人や技能実習生といった外国人労働者の増加が見込まれています。
- 外国人市民が本市の人口に占める割合は、令和元年度（2019 年度）末現在 1.28% で 5 年前と比較し 0.28% 増加しており、外国人市民との共生のため、理解をより深めることが重要です。
- 外国人市民の生活支援のため、4 か国語の通訳を設置していますが、支援や発信している情報を外国人市民に確実に届ける手段の再考が必要となっています。
- 市役所の手続は行政用語などわかりにくい言葉も多く、各手続では、やさしい日本語や多言語への対応が求められています。
- パサディナ市をはじめとする 3 つの都市と姉妹（友好）都市提携を行い、相互に青少年などの受入派遣を実施しています。令和元年度（2019 年度）には中国麗水市と観光交流提携に関する覚書を締結しましたが、今後は人材交流からさらに発展した取組を進めていくことが望まれています。
- 外国人市民と日本人市民との交流による多文化の理解促進のため、市内の大学や団体との連携を強化し、国際交流事業のさらなる充実が求められています。
- 昭和 34 年（1959 年）に「三島市平和都市（核非武装）宣言」を行いました。
- 終戦から 75 年が経過するなか、戦争の記憶を風化させることなく平和の尊さを後世へ伝える取組を続けていくことが求められています。

外国人市民数・相談対応件数



姉妹（友好）都市提携

都市名	連携年月日	概要
アメリカ合衆国 カリフォルニア州 パサディナ市	姉妹都市 昭和 32(1957) 年 7 月 24 日	人口約 14 万人 (2020 年) 面積 60km ²
ニュージーランド タラナキ州 ニュープリマス市	姉妹都市 平成 3(1991) 年 4 月 29 日	人口約 8 万人 (2020 年) 面積 2,205km ²
中華人民共和国 浙江省 麗水市	友好都市 平成 9(1997) 年 5 月 12 日	人口約 268 万人 (2020 年) 面積 17,300km ²

用語集参照

グローバル化／出入国管理及び難民認定法／三島市平和都市（核非武装）宣言

4 施策の方向

(1) 多文化共生社会の推進

① 生活相談と情報提供の充実

- 安心して生活できる環境づくりに向けて、外国人市民の日常生活における相談窓口を充実するとともに、やさしい日本語の活用促進や多言語表記の行政資料、生活情報の多様な手段での発信に努めます。

② 多文化共生意識の醸成

- 外国人市民と地域住民との交流が推進されるよう、外国人市民に対する日本語学習支援や地域内交流事業を実施し、地域コミュニティへの参加支援を行うとともに、日本人市民へ異文化理解を深める機会を提供して、地域コミュニティの受入体制づくりを進めます。

(2) 国際理解の推進

① 姉妹・友好都市交流の推進

- 姉妹・友好都市との公式訪問や市民レベルでの相互派遣や交流を進めるとともに、観光交流やスポーツ、文化などの分野における交流機会の提供に努めます。

② 多文化共生社会を担う人材の育成

- 多文化共生社会で活躍できる人材を育成するために、小中学校での国際理解教育にかかる講師派遣や語学講座の開催、日本語学習支援者を育成するとともに、外国語や日本語学習の成果を発表する場の提供に努めます。

(3) 市民団体・関係機関との協働・連携

① 国際交流協会との連携

- 市民レベルでの国際交流事業を担う国際交流協会を支援するとともに、国際交流フェアなどのイベントを協働で実施します。

② 市民団体や大学などの連携体制の強化

- 市民団体や大学、企業との連携を強化し、日本人市民と外国人市民との交流機会の創出やネットワークの構築、情報共有を図り、協働で事業を実施します。

(4) 平和都市活動の推進

① 平和都市活動の推進

- 平和の尊さや戦争の悲惨さを未来へ伝えていくため、毎年8月を平和都市推進月間と位置づけ、街頭啓発活動、パネル展の開催、広島市平和祈念式の中学生の派遣などを実施し、平和意識の普及・啓発を図ります。

② 平和活動団体への協力

- 平和活動を推進している団体への協力を通じて、恒久的な平和への意識の普及を促進します。

5 関連する計画

該当なし



▲ニュージーランドからの訪問団との交流



▲MIRA オータムフェア

男女共同参画

1 目的

誰もが自分らしく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現すること。

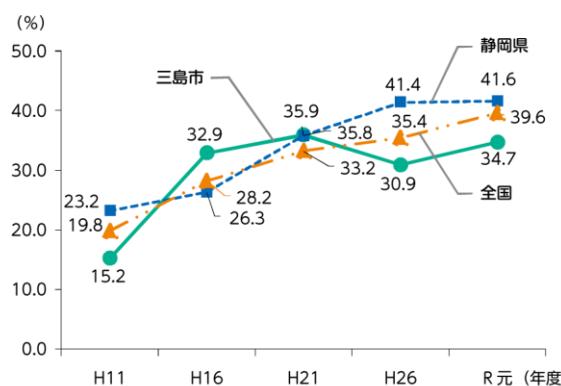
2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
市の審議会などの女性委員の割合	34.7%	40.0%	市が設置する審議会、委員会などの委員のうち、女性を登用した人数割合
性別役割分担意識にとらわれない人の割合	71.5% (H30)	80.0%	市民意識調査で「男性は仕事、女性は家庭」という性別に固定した考え方に対する反対する人の割合

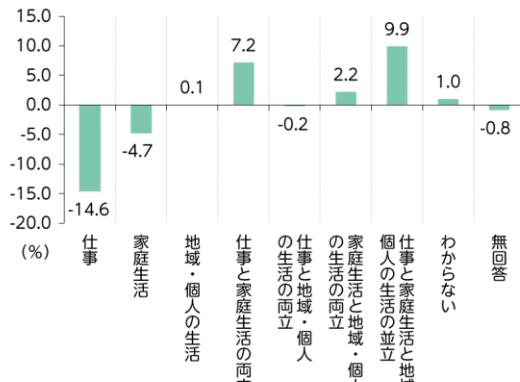
3 現状と課題

- 「男は仕事、女は家庭」といった、固定的な性別役割分担意識が社会に根強く残っており、男女共同参画の考え方の浸透が必要です。
- 市民意識調査によると「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分にとらわれない人の割合は71.5%（平成30年度（2018年度））でした。
- 審議会など女性委員の割合は全体的に上昇傾向にあり、令和元年（2019年）4月1日時点では34.7%ですが、さらなる登用率の向上が必要です。
- 家事育児の分担は男女間で大きな格差があり、女性が結婚、出産を機に離職したり、正社員で働く機会を阻害したりする要因となっており、男性の育児休業取得や長時間労働の解消、ワーク・ライフ・バランスの推進により家事・育児への参画が求められています。
- 性的マイノリティに対する偏見をなくすため、多様な性のあり方や生き方、考え方を認め、受け入れる環境や意識の醸成が求められています。
- 本市では令和元年度（2019年度）に794件の女性相談があり、基本的人権の尊重や男女平等の意識を啓発し、DV根絶に向けた取組が求められています。

審議会などの女性委員の割合



ワーク・ライフ・バランスの実現状況



※仕事や家庭生活等において、優先したい（希望）に対して、優先できている（現状）の差を表したもの。プラスは優先したいができない、マイナスは優先したくないが、してしまっている状況を示す。

資料：R2年度市民意識調査

用語集参照

性的マイノリティ／男女共同参画社会／DV／ワーク・ライフ・バランス

4 施策の方向

(1)あらゆる分野で誰もが活躍できるまちづくり

①政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 女性の視点を生かした市の運営を目指して、審議会や市政の方針決定の場における女性の参画を促進するとともに、市幹部職員の女性登用率の向上を徹底します。

②地域社会における男女共同参画の推進

- 自治会や子ども会などの地域活動や防災活動などにおいて、男女が共に参画し、対等な立場で活動できるよう地域の取組を支援します。

③職業生活における女性活躍の推進

- 企業の理解と協力を得ながら、男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍を推進し、男女が共に働きやすい職場環境の改善と市民のワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

(2)多様性を尊重し自分らしく生きられるまちづくり

①多様な価値観、人権と性を尊重する意識づくり

- 教育・保育の場をはじめ、さまざまな機会を通じて人権と性の尊重に関する意識改革に取り組むほか、性的マイノリティに対する理解を促進し、偏見や差別の根絶に努めます。

②女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 女性や子どもへの暴力をはじめ、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発などの取組を推進するとともに、関係機関との連携による被害者への相談支援や自立支援体制の充実を図ります。

③国際的協調に基づく男女共同参画の推進

- 男女共同参画に関する国際社会の動向を把握し、外国人市民をはじめとした市民への情報提供と国際交流事業を支援します。

(3)ともに支え合い安心して暮らせるまちづくり

①家庭における男女共同参画の推進

- 男性の家事・育児・介護への参画を促し、男女が共に仕事と家庭を両立できる社会づくりに向けた意識改革や福祉サービスの充実に努めます。

②生涯を通じた健康で安定した生活の実現

- 妊娠や出産に加え、乳がんや子宮がんなど女性特有の健康上の問題に対して、ライフステージに応じた心身の健康づくりに向けた情報発信や相談支援の充実を図ります。

③さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

- ひとり親家庭や高齢者、障がいのある人などのさまざまな困難を抱える人の自立や社会参加に向けた支援の充実に努めます。

5 関連する計画

◆男女共同参画プラン

◆DV 防止基本計画

◆子ども・子育て支援事業計画